

別表七の二付表一 「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第1項(連結欠損金の繰越し)又は平成23年12月改正前の法第81条の9第1項(連結欠損金の繰越し)の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を計算する場合及び法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額を計算する場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除前連結所得金額 1」	別表七の二付表三「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「控除前連結所得金額(別表四の二「47の①」－(別表七の二「13」＋「14」))1」として記載します。	
「連結所得金額控除限度額 (1)× $\frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$ 2」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 法第81条の9第8項各号に掲げる連結親法人 $(1) \times \frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$ (2) 上記(1)以外の連結親法人 イ 当期が平成24年4月1日以後に開始する連結事業年度(平成23年12月改正法附則第22条第2項(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)の規定の適用を受ける場合には、同日以後最初に開始した連結事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する連結事業年度までの各事業年度を除きます。)である場合 $(1) \times \frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$ ロ 当期が上記イ以外の連結事業年度である場合 $(1) \times \frac{80 \text{ 又は } 100}{100}$	
「控除未済連結欠損金個別帰属額9」	別表七の二付表三「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「控除未済連結欠損金個別帰属額(((前期の(20)又は(28))又は別表七の二付表二「20」)－別表七の二付表三「30」)9」として記載します。 なお、当該連結事業年度の前連結事業年度が平成24年3月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、「前期の(20)又は(28)」とあるのは、「前期の(18)又は(26)」として記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額10」	<p>別表七の二付表三「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額((前期の(4)又は別表七の二付表二「20の内書」)－別表七の二付表三「27」)10」として記載します。</p> <p>なお、当該連結事業年度の前連結事業年度が平成24年3月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、「前期の(4)」とあるのは、「前期の(12)」として記載します。</p>	
「調整前当期控除額11」	<p>別表七の二付表三「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「調整前当期控除額(当該発生連結事業年度の(10)と(別表四の二付表「47の①」－(別表七の二付表三「9」＋「21」)－当該発生連結事業年度前の(19)の合計額)のうち少ない金額)11」として記載します。</p>	
「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額14」	<p>別表七の二付表四「12」に金額の記載がある場合には、「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(10)－(13)＋別表七の二付表四「15」)14」として記載します。</p>	
「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額18」	<p>別表七の二付表四「12」に金額の記載がある場合には、「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(15)－(17)＋別表七の二付表四「17」)18」として記載します。</p>	

3 根拠条文

法81の9、平成23年12月改正法附則22